

## 防犯灯の料金負担及び維持管理要領

(趣旨)

第1 この要領は、市内の町内会その他の団体（以下「町内会等」という。）が設置した防犯灯（道路を通行する歩行者の夜間の通行の安全確保及び犯罪防止を図るための照明灯をいう。以下同じ。）の電気料金（以下「料金」という。）の負担及び灯具及び灯柱の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(料金の負担)

第2 市長は、防犯灯を設置した町内会等からの申請を受け、これを適当と認めるときは、当該防犯灯の料金を負担するものとする。

2 前項の規定により料金の負担を申請できる防犯灯は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 灯具が、契約電力10W以下のLED灯であること。
- (2) 灯柱が、堅牢かつ優美なものであること。
- (3) その他維持管理上の支障がないものであること。

(料金負担の申請)

第3 料金負担の申請をしようとする者は、防犯灯料金負担申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類各1部を添えて市長に提出しなければならない。ただし、八戸市防犯灯設置等事業補助金交付要領第5条第2項及び第8条の規定により提出している書類については、省略することができる。

- (1) 電気料金支払領収書の写し
- (2) 防犯灯設置場所の位置図又は電気使用申込書の写し
- (3) 灯柱が道路に設置されている場合は、道路占用許可書の写し
- (4) 灯柱が私有地に設置されている場合又は私有地の電話柱等に添架されている場合は、防犯灯が設置されている土地の所有者の承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(料金負担の決定)

第4 市長は、料金負担の申請があったときはその内容を審査し、料金負担をすることを適当と認めるときは市の負担額を決定し、防犯灯料金新規負担通知書（別記第2号様式）により申請者にその旨を通知する。

2 前項の場合において、当該料金負担に係る防犯灯（灯具が電話柱等に添架されている場合にあつては、灯具に限る。）の所有権は、前項の通知の日から市に移管するものとする。

(料金の支払方法)

第5 料金の負担は、市が防犯灯契約名義を「八戸市」に変更し、当該料金を電力会社に支払うことにより行う。

(維持管理の責任及び費用の負担)

第6 第4第2項の規定により市に移管した防犯灯の維持管理の責任及び費用は、市が負担するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(関係書類の備付け)

第7 市は、当該料金負担に当たって町内会等が提出した防犯灯料金負担申請書類を八戸市文書編集保存規程（昭和39年八戸市訓令第2号）に則り整理保存するものとする。

2 町内会等は、料金負担に係る防犯灯の名義を変更した後においても、当該防犯灯の設置及び料金負担申請に係る書類を備え付けておくものとする。

附

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附

この要領は、令和2年4月1日から実施する。